

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和2年12月 3日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和2年12月3日(木) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	欠			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 前山 章	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 9番 大坪 敏博 委員 10番 木下 大学 委員

6. 議 事

第1号報告	農業経営基盤強化促進法第18条第6項の規定による通知書	2件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	2件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和2年度 第9号農用地利用集積計画(案)の決定案件	7件
第4号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取	4件

[開会 午前9時00分]

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 2 年 12 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 10 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 8 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

9 番 大坪 敏博 委員 10 番 木下 大学 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 6 項の規定による通知書	2 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 2 年度 第 9 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	7 件
第 4 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取	4 件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

○ **事務局長** 1 ページをお願いします。第 1 号報告 18 条第 6 項の規定による通知書 合意解約ー1～2 を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

○ **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 3 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明します。

整理番号 3-1 を朗読。所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、4 ペ

ージの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、5 ページに管内図、6 ページに位置図、7 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんは本日欠席ですので、〇〇推進委員ご意見ををお願いします。

○ 〇〇推進委員 ライスセンターも同じところに出されるということなので問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明を求めます。

○ 事務局長 8 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-2 について説明します。

整理番号 3-2 を朗読。所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、9 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、10 ページに管内図、11 ページに位置図、12 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員・〇〇委員ご意見ををお願いします。

○ 〇番（〇〇委員） 現在もこの方が作られており管理もきちんとされているため問題ないと思います。

○ 〇番（〇〇委員） 問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見ををお願いします。

○ 〇〇最適化推進委員 問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件

整理番号 5-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 13 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第 3 種農地となることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満である農地であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的の共同住宅は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、14 ページに管内図、15 ページに位置図、16 ページに字図の写し、17 ページに土地利用計画図、18・19 ページに建物平面図、20 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 周りは宅地化されており、問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 2 年度

第 9 号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 21 ページをごらんください。第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 2 件、再設定が 5 件の計 7 件で、田が 14 筆 11,742.58 m²、畑が 2 筆 1,072 m²、合計の 12,814.58 m²となっております。

次に 70 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,414,182.66 m²、今回解約面積 25,192 m²、今回計画といたしまして 12,814.58 m²、現在の合計 4,401,805.24 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **議長** 続きまして、第４号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明を求めます。

○ **事務局長** ２４ページをごらんください。第４号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明します。第４号議案を朗読。 説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。
これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前９時２０分